

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

令和 7 年

産業建設委員会会議録

令和 7 年 3 月 2 6 日

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

産 業 建 設 委 員 会 会 議 録

- 1 開会年月日 令和7年3月26日(水)
- 2 開会場所 議会第2会議室
- 3 出席者 (7人) 副委員長 田中宏篤 委員 弓矢潤
委員 中村謙治郎 委員 村上浩一郎
委員 吉岡誠司 委員 寺田晃
委員 石塚猛
- 4 欠席者 委員長 富永龍司 (1人)
- 5 委員外議員 (0人)
- 6 出席理事者 区長 服部征夫
技監 赤星健太郎
文化産業観光部長 内田円
文化振興課長 川口卓志
大河ドラマ活用推進担当課長 (文化振興課長 兼務)
都市づくり部長 寺田茂
建築課長 松崎晴生
- 7 議会事務局 事務局長 伊東孝之
書記 関口弘一
書記 遠藤花菜
- 8 案件
- ◎審議調査事項
- 案件第1 第41号議案 東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例
- ◎理事者報告事項
- 【文化産業観光部】
1. 補正予算について ……………資料1 文化振興課長
- 【都市づくり部】
1. 建築基準法及び建築物省エネ法に係る手数料の改定について

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

.....資料2 建築課長

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

午後 3時13分開会

○副委員長（田中宏篤） ただいまから、産業建設委員会を開会いたします。

○副委員長 初めに、私から申し上げます。富永委員長は、本日欠席との届出がありました。

○副委員長 次に、区長から挨拶があります。

◎服部征夫 区長 よろしく申し上げます。

○副委員長 本日は、卓上マイクのスイッチを必ず押してから、ご発言願います。

○副委員長 次に、傍聴についておはかりいたします。

本日提出される傍聴願については、許可いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

○副委員長 ここで、村上委員からの発言を求められておりますので、許可いたします。

◆村上浩一郎 委員 ありがとうございます。

令和7年2月25日の本委員会におきまして、旧東京北部小包集中局跡地活用アンケートの結果についての私の発言で、火葬場とのご意見に対し、作為的に感じると申し上げた部分を訂正させていただきます。

改めて調査したところ、本区のみならず、近隣区においても広くご要望があることが判明いたしました。私もこの問題に対し真摯に向き合うべきとの結論に至り、今後とも調査研究に取り組んでまいります。以上です。

○副委員長 ただいまの発言については、ご了承願います。

それでは、審議に入らせていただきます。

○副委員長 案件第1、第41号議案、東京都台東区手数料条例の一部を改正する条例を議題といたします。

本案は、理事者報告事項、都市づくり部の1番、建築基準法及び建築物省エネ法に係る手数料の改定についてが関連いたしますので、説明と一括して報告を聴取し、審議を行いたと思いますが、いかがでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長 ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

それでは、第41号議案及び報告事項について、理事者の説明を求めます。

建築課長。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

◎松崎晴生 建築課長 それでは、第41号議案及び都市づくり部報告事項1、建築基準法及び建築物省エネ法に係る手数料の改定についてを一括してご説明いたします。資料2をご覧ください。

項番1、概要です。令和4年6月に建築基準法と建築物省エネ法が改正され、段階的に順次施行されています。令和7年4月施行では、建築物の審査、検査の規定や省エネ基準適合義務の規模などが見直されるので、手数料条例を改正いたします。

項番2、改正内容です。まず初めに、(1)建築物の特例対象の規定の見直しです。表1を併せてご覧ください。左側が改正前、右側が改正後で、グレーで着色した部分の規模が変更となります。建築士が設計、工事監理を行う階数2以下で延べ面積500平方メートル以下の木造建築物は、特例により構造関係規定などの一部規定の審査・検査が省略されていますが、その特例対象の規模が平家かつ延べ面積200平方メートル以下に見直されました。住宅等の着工数の増加に伴い、昭和59年から特例の運用がなされてきましたが、近年では太陽光パネルの設置が増えており、実態に応じた適切な構造審査などの必要性が生じていることから特例対象の規定が見直されたので、手数料を改定いたします。

次に、(2)小規模建築物の高度な構造計算に係る構造審査の規定の新設です。2ページの表2を併せてご覧ください。左が改正前、右側が改正後で、グレーで着色した部分が手続の変更となります。現状では、高度な構造計算を行っている設計の場合、建築確認とは別に構造適判による構造審査が必要ですが、一定の条件を満たした小規模建築物に限り、構造適判資格者である建築主事が審査する場合に、構造適判を不要とする制度が新設されたので、手数料を新設いたします。

2ページをご覧ください。続いて、(3)省エネ基準適合義務の規模の見直しです。表3を併せてご覧ください。左側が改正前、右側が改正後で、グレーで着色した部分の手続が変更となります。現状では、300平方メートル以上の中規模・大規模の非住宅のみを対象に省エネ基準適合が義務づけられていますが、原則として住宅を含んだ全ての建築物に省エネ基準適合が義務づけられたので、手数料を新設、改定いたします。

項番3、手数料新旧対照表ですが、別紙のとおりです。

最後に、項番4、今後の予定ですが、令和7年の4月1日から施行予定です。

報告事項のご説明は以上です。

続きまして、第41号議案についてご説明いたします。

条例別表第2の4、建築の部でございませう。先ほど報告事項の項番2でご説明した内容について、手数料の新設、改定、条文の整理を行っています。

議案のご説明は以上です。よろしくご審議の上、可決賜りますようお願い申し上げます。

○副委員長 それでは、第41号議案及び報告事項について、ご審議願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長 これより採決いたします。

※正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。

本案については、原案どおり決定することにいたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長 ご異議ありませんので、原案どおり決定いたしました。

なお、報告事項についても、ご了承願います。

○副委員長 以上で案件の審議を終了いたしましたので、事務局長に委員会報告書を朗読させます。

(伊東議会事務局長朗読)

○副委員長 次に、理事者から報告がありますので、ご聴取願います。

なお、補正予算については、報告を聴取するのみで、審議は行いませんので、よろしくお願いいたします。

文化産業観光部の補正予算について、文化振興課長、ご報告願います。

文化振興課長。

◎川口卓志 文化振興課長 それでは、文化産業観光部の令和6年度第8回補正予算をご説明いたします。資料1をご覧ください。

歳出です。補正額1億8,152万9,000円の増額、補正後の額は62億6,766万4,000円です。

課別、事業別の補正予算概要です。産業振興課が商店街振興対策、街路灯等電灯料補助について1,076万9,000円を増額、中小企業融資、利子及び信用保証料補助について1億7,076万円を増額しております。

文化産業観光部の補正予算の説明は以上でございます。

○副委員長 ただいまの報告については、聴取のみとさせていただきます。

理事者からの報告は以上であります。

○副委員長 以上で、本日予定されたもの、全て終了いたしましたので、その他ご発言がありましたら、どうぞ。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○副委員長 これをもちまして、産業建設委員会を閉会いたします。

午後 3時21分閉会